

令和 8 年度
市民税・県民税

特別徴収のしおり



安 来 市

税務課市民税係

島根県安来市安来町 878 番地 2

郵便番号 692-8686

TEL (0854) 23-3040・3041

FAX (0854) 23-3154

市町村コード 322067

— 特別徴収のしおり（目次） —

1. 特別徴収の取扱い	1 ページ
2. 退職所得に係る特別徴収事務の取扱い	3 ページ
3. 市民税・県民税のしくみと計算のしかた	3 ページ
4. 特別徴収税額の納入書（別紙）の取扱い	7 ページ
5. 退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書（別紙）の取扱い	8 ページ
6. 給与所得者異動届出書等について	9 ページ
7. 個人番号の取扱い	10 ページ

巻末：特別徴収関係様式（コピーしてご利用ください）

- ・ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書… 11 ページ
- ・ 市民税・県民税特別徴収追加依頼書… 12 ページ
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書… 13 ページ
- ・ 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書… 14 ページ
- ・ 指定通知書（キリトリ提出用）

個人住民税の特別徴収には eLTAX を活用しましょう。 便利な地方税共通納税システムもスタートしています。詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

令和 8 年度市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

別紙通知書のとおり、貴事業所を特別徴収義務者に指定いたしましたので、以下の「特別徴収取扱い要領」にご留意のうえご協力いただきますようお願いいたします。

1. 特別徴収の取扱い

① 給与所得者の特別徴収制度

給与の支払いを受けている納税義務者の市民税・県民税を、6月から翌年5月までの12か月間毎月給与の支払われるときに差し引いて、翌月10日までに一括して市に納入していただく制度です。

② 納税義務者への通知

- (1) 「令和8年度市民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）」をミシン目の処から個人別に切り離して、それぞれの納税義務者へお渡してください。
- (2) 納税義務者が退職、その他の事由によって渡すことができないときは、すみやかに安来市税務課へお返してください。

③ 月割額の納入方法と納入場所

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を「特別徴収税額の納入書」によって、翌月10日までに、安来市指定の金融機関または収納代理金融機関へ納入してください（10日が休日の場合は翌営業日）。詳しくは7ページをご覧ください。

④ 月割額を納期限までに納入しなかったとき

納期限後に納付されるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%の割合（令和3年1月1日以降は、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）に7.3%を加算した割合と比較し低い方の割合となります。）、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合と比較し低い方の割合となります。）を乗じて計算した延滞金を徴収します。納期限までに税金を完納されない場合には督促状を送付します。

⑤ 退職・転勤などの異動があったとき

納税義務者が退職・転勤・休職・死亡などにより給与の支払いを受けなくなったときは、すみやかにこの綴じ込みにあ

る「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に該当事項を記入のうえ提出してください。各種の申請用紙は安来市のホームページからダウンロードできます。

この届出書の提出が遅れますと、納税義務者だけでなく新しい勤務先の特別徴収義務者の方にもまでご迷惑をお掛けすることになりますので、異動が生じたときは速やかに提出してください。

- (1) 納税義務者が転勤、転職などで勤務先が変わった場合、新しい勤務先で特別徴収を希望される場合は、新勤務先を通じ市へ申し出ていただくと特別徴収とすることができます。
- (2) 納税義務者が退職・休職・死亡などとなった場合、市では、その納税義務者の給与の支払いを受けなくなった月以後の税額を普通徴収（直接、納税義務者へ通知し納めていただく方法で、納期限は6月・8月・10月・1月末です。納期限が過ぎている場合は、一括して納付していただくこととなります。）に切り替えます。

ただし、令和8年6月1日から12月31日までの間に給与の支払いを受けなくなった場合には、本人の申し出によって、残りの月割額を、退職時の給与などから一括して特別徴収できます。また翌年の1月1日から4月30日までの間に給与の支払いを受けなくなったときは、退職時に一括徴収が義務づけられています。ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

⑥ 税額が変更されたとき

税額に誤りがあると思われる場合には、直ちに税務課市民税係へご連絡願います。税額を修正した場合は、変更通知書を送付しますので、その通知書によって変更された税額を徴収し納入してください。

⑦ 納期の特例を受けたいとき

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者は、市長の承認を受けて年2回（6月分から11月分までを12月10日まで、12月分から翌年5月分までを6月10日まで（10日が休日の場合は翌営業日））にまとめて納入することができます。この納入方法を希望される場合は、この綴じ込みにある「特別徴収税額の特例に関する申請書」に該当事項を記入の上、原則6月末までに申請してください。（前年、特例を受けた特別徴収義務者は、継続してこの特例を受けることができます。特例を希望されない場合は、取消の申請をお願いいたします。）

給与所得額の計算方法（別表①）

給与の収入金額が		給与収入額
①	1,899,999円以下の場合	給与収入額-650,000円
②	1,900,000円以上 3,599,999円以下の場合	$B \times 2.8 - 80,000$ 円
③	3,600,000円以上 6,599,999円以下の場合	$B \times 3.2 - 440,000$ 円
④	6,600,000円以上 8,499,999円以下の場合	給与収入額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
⑤	8,500,000円以上の場合	給与収入額-1,950,000円

$B = \left\{ \begin{array}{l} \text{給与収入額} \div 4 = (A) \\ \text{の額の1,000円未満を} \\ \text{切り捨てた額}(B) \end{array} \right.$

税 率（分離課税分）

区分	税率				
	市民税	県民税			
分離課税 譲渡所得 の金額	短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%	
		軽減分	3.0%	2.0%	
	長期譲渡	一般分		3.0%	2.0%
		住宅用 財産分	6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
			6千万円超の部分	3.0%	2.0%
		優良 宅地分	2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
2千万円超の部分	3.0%		2.0%		
株式等の譲渡に係る税率	未公開分	3.0%	2.0%		
	上場分	3.0%	2.0%		

非課税の範囲

- ①前年中（令和7年中）に所得がなかった人
- ②生活保護法の規程による生活扶助を受けている人
- ③障がい者、未成年者（H20.1.3以後出生）、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

税額控除額（別表③）

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

- 合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

- 合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税義務者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除	1万円			配偶者控除	一般	5万円
障害者控除	10万円	配偶者控除	老人	10万円	6万円	3万円
障害者控除	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
ひとり親控除	1万円					
ひとり親控除	5万円					
勤労学生控除	1万円					

◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額（総所得金額の合計額の30%を上限）

- 1 ふるさと寄附金の対象として総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと寄附）
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

※ふるさと納税申告特例制度（ワンストップ特例制度）については、安来市HPをご覧ください。

課税総所得金額から人的控除差額調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

市民税・県民税の所得控除額（別表②）

種 目	控 除 額	
(1)雑 損 控 除	{(実質損失額－(総所得金額等の合計額の10%))}と{(実質損失額のうち災害関連支出の金額－5万円)とのいずれか多い金額	
(2)医 療 費 控 除	従来の医療費控除：{医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)}(限度額200万円)又は セルフメディケーション税制：{特定一般用医薬品等購入費－保険金等による補てん額－12,000円}(限度額88,000円)	
(3)社会保険料控除	支払った保険料又は給与から控除される社会保険料の合計額	
(4)小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金, 企業型加入者掛金, 心身障害者扶養共済掛金	
(5)生命保険料控除	旧制度の一般生命保険料のみ 最高35,000円	
	旧制度の個人年金保険料のみ 最高35,000円	
	新制度の一般生命保険料のみ、又は旧制度を合算した場合・・ 最高28,000円	
	新制度の個人年金保険料のみ、又は旧制度を合算した場合・・ 最高28,000円	
	介護医療保険料のみ 最高28,000円 一般、個人年金、介護医療あわせて 最高70,000円	
(6)地震保険料控除	① 地震保険料のみ 最高25,000円	
	② 旧長期損害保険料のみ 最高10,000円	
	③ 地震と旧長期の両方 最高25,000円	
(7)障 害 者 控 除	障がい者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族一人につき 26万円 (特別障害者については 30万円 (同居特別障害者については 53万円)	
(8)ひとり親控除	合計所得が500万円以下の単身者のうち、所得が58万円以下の生計を一にする子がおり、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方 30万円	
(9)特定親族特別控除	生計を一にする特定親族(19歳以上23歳未満の親族)のうち、合計所得金額が58万円を超え扶養親族を適用できない者について合計所得金額に応じた控除が適用される	
	特定親族の合計所得金額	控除額
	58万円超 95万円以下	45万円
	95万円超 100万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円
	115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	

種 目	控 除 額				
(10)寡 婦 控 除	合計所得が500万円以下で、夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有し、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方 26万円				
	合計所得が500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしておらず、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方 26万円				
(11)勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には 26万円				
納税義務者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
(11)配 偶 者 控 除	58万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
(12)配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
(13)扶 養 控 除	●扶養親族1人につき 年少扶養親族(0～15歳) 0円 一般扶養親族(16～18歳、23～69歳) 33万円 特定扶養親族(19～22歳) 45万円 老人扶養親族(70歳以上) 38万円				
	●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき 45万円				
	(14)基 礎 控 除	納税者本人の 合計所得金額	2,400万円以下		43万円
			2,400万円超 2,450万円以下		29万円
			2,450万円超 2,500万円以下		15万円

所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。所得金額調整控除には、次の①又は②のとおり、二種類の控除があります。このうち①の控除は年末調整において適用することができます。

① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、(1)のイ～ハのいずれかに該当する場合に、(2)の所得金額調整控除額が給与所得から控除されます。

(1) 適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%＝控除額

【注意】

この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の(1)に該当する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋
公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円＝控除額※

※上記①の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

4. 特別徴収税額の納入書（別紙）の取扱い

納入書 取扱いの注意

- ① 納入書用紙は3枚組となっていますので、税額が変更となった場合は、それぞれに記載が必要です。
- ② 「納入金額(1)」の欄に特別徴収税額が印字してあります。税額の変更がない場合は「納入金額(2)」の欄への記入の必要はありません。
- ③ 異動や所得金額の変更などにより税額が変更となった場合は、「納入金額(2)」の「給与分」及び「合計額」の欄へ変更後の金額を記入ください。この場合、「納入金額(1)」の印字してある金額を横線で消してください。
- ④ 納入通知書の裏面は、退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書です。
- ⑤ 予備の納入書（2枚）がありますので、書き損じの場合などにお使いください。

◎納入場所 J Aしまね、(株)山陰合同銀行、(株)島根銀行、(株)鳥取銀行、米子信用金庫、しまね信用金庫、中国労働金庫、
 ※ゆうちょ銀行、郵便局（※中国5県以外のゆうちょ銀行、郵便局を利用される場合は、納入書と一緒に巻末の指定
 通知書を提出してください。）

	島根県安来市 個人市民税 個人県民税	納入書 ㊦		
<p>記入例</p> <p>◆印字してある金額を横線で消してください。</p> <p>◆両方の欄に変更後の金額を記入してください。 数字の記入については納入書の裏面の要領にてお願いいたします。</p> <p>※税額に変更のない場合は、税額の記入及び訂正の必要はありません。</p>	市区町村コード 3 2 2 0 6 7	口座記号番号 01470-8-960030	加入者名 安来市会計管理者	
		指定番号	納入金額(1) 112,000 円	
		納 入 金 額	給与分 一括徴収 分を含む 3 2 1 0 0 0	納 入 金 額 (2)
		退 職 所 得 分		
		金 延 滞 金		
		額 督 促 手 数 料		
		合 計 額	3 2 1 0 0 0	
		領 収 日 付 印		納 入 書
		(金融機関等保管)		
		上記のとおり納入します。		

	島根県安来市 個人市民税 個人県民税	納入済通知書 ㊦	
	市区町村コード 3 2 2 0 6 7	口座記号番号 01470-8-960030	加入者名 安来市会計管理者
		指定番号	納入金額(1) 112,000 円
	納 入 金 額	給与分 一括徴収 分を含む 3 2 1 0 0 0	納 入 金 額 (2)
	退 職 所 得 分		
	金 延 滞 金		
	額 督 促 手 数 料		
	合 計 額	3 2 1 0 0 0	
	領 収 日 付 印		納 入 済 通 知 書
	(交付店→ 銀行 支店→市)		
	上記のとおり通知します。		

5. 退職所得に係る市民税・県民税の納入申告書（別紙）の取扱い

～個人事業主が退職手当等の支払いをする際の市民税・県民税の納入申告書の取扱いについての注意～

「退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書」（納入済通知書の裏面に印刷されている様式）について、法人番号又は個人番号欄が平成28年度から設けられました。この納入申告書については、金融機関等を経由して市へ提出されることが一般的となっておりますが、金融機関等は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」上、個人番号を取り扱うことができません。

そのため、特別徴収義務者が個人事業主である場合は、裏面に印刷されている納入申告書については空欄のまま（法人番号又は個人番号欄以外の項目は記載されてもかまいません。）とし、納入済通知書の表面のみ記載したものを金融機関にご提出ください。その上で白紙の「退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書」に個人番号を含む必要事項を記載し、郵送等により市役所税務課へ直接提出してください。

市民税 県民税 納入申告書												
安来市長 様												
年 月 日 提出												
退職者氏名		年		月分		人員		人				
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別徴収税額	市民税											
	県民税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者) 〒 所在地 又は 住所 名称 又は 氏名											印	
法人番号 又は 個人番号												
[安来市受替印]												

個人事業主がこの納入申告書を金融機関に提出する場合は、法人番号又は個人番号欄は空欄にしてください。

(※それ以外の項目は記載されてもかまいません。)

6. 給与所得者異動届出書等について

異動(退職・休職・転勤など)があった場合は翌月 10 日までに

異動届出書を必ずお送りください。

(送付先 〒692-8686 安来市安来町 878-2 安来市役所税務課)

※ 納税者が海外転出された場合

市民税・県民税の特別徴収を継続することが困難で、普通徴収の方法で納付することもできないときは、給与からの一括徴収のご協力をお願いいたします。

また、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続を行う方(納税管理人)を定め、届け出ていただきますようお願いいたします。該当の場合は市民税係までご連絡ください。

※ 納税者が退職又は転勤された場合

納税者が異動(退職・死亡・転勤・休職)されて給与の支払いを受けなくなったときは、その月の翌月以降の月割額は普通徴収に切り替えるか、転勤先の特別徴収に切り替えるか、又は残税額を一括徴収するかの方法によりますので、「異動届出書」を異動のあった翌月 10 日までに提出してください。

※ 就職・復職・転勤等により、納税者が新たに給与の支払いを受ける場合は、綴じ込みの「市民税・県民税特別徴収追加依頼書」を提出してください。

※ 事業所の所在地変更・名称変更があった場合は、綴じ込みの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

※ 巻末の「給与所得者異動届出書」・「市民税・県民税特別徴収追加依頼書」・「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」・「特別徴収税額の特例に関する申請書」については、安来市のホームページからダウンロードできます。

しごと>税金>各種様式ダウンロード>給与特別徴収関係申請書

7. 個人番号の取扱い

① 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならない。また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、個人番号の利用に当たっては、利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますのでご注意ください。

② 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

令和8年度 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

★1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時の一括徴収が義務づけられています。

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
安来市長 殿 令和 年 月 日提出 (特別徴収者 給与支払者)		所在地	〒								特別徴収義務者 指 定 番 号				
		フリガナ									宛 名 番 号				
		氏名又は名称									担 連 者 先	所 属			
		個人番号 又は法人番号	<small>←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載</small>									氏 名			
										電 話	内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名														
	生年月日	年	月							日					
	個人番号														
	受給者番号														
	1月1日 現在の住所														
異動後の 住 所			円			円			円						
										1. 退職 2. 転職・長 3. 休業 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解 7. その他 <small>(事由・理由)</small>			1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	<input type="checkbox"/> (新規)								法人番号				新しい勤務先へは、月割額 _____円を				
所在地	〒								担 当 者 連 絡 先	所 属				<input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
フリガナ									氏 名				受 給 者 番 号				
氏名又は名称									電 話	内線 ()			納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/>	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

<input type="checkbox"/> 理由 <small>右から 番号を 記入</small>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円		

3. 普通徴収の場合

<input type="checkbox"/> 理由 <small>右から 番号を 記入</small>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村 記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

処 理 日

令和 年 月 日

安来市長 様 令和 年 月 日 提出	申 請 者	所在地 又は住所	〒 ー										特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称 又は氏名											電 話	
		法人番号 又は個人番号												

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について

1. 承認
 2. 取消
- を申請します。

1. 特例の適用を受けようとする税額

納 期 限		納 入 税 額	
1	6月～11月	令和 8年12月11日	円
2	12月～5月	令和 9 年 6 月10日	円
合 計			円

2. 納期の特例の適用を取消す事由

(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為

(2) その他 ()

(注) 特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。

◎中国5県以外の特別徴収義務者で、ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合、最初に納入されるときに切り離してゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

キ
リ
シ
線

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長 様
_____ 郵便局長 様

島根県安来市長 田 中 武 夫



指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、安来市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱店に指定しますので通知します。

1. 口座番号 01470-8-960030
2. 加入者の名称 安来市会計管理者
3. 取りまとめ店 〒730-8794
ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

令和8年度市県民税特別徴収額整理簿（特別徴収義務者用）

期	月別	人員	個人から徴収した月割額	納入した額				納期限	納入年月日	検印	過不足額	備考
				税額	延滞金	督促手数料	計					
1	6月	人	円	円	円	円	円	7月10日				
2	7月							8月10日				
3	8月							9月10日				
4	9月							10月13日				
5	10月							11月10日				
6	11月							12月10日				
7	12月							1月12日				
8	1月							2月10日				
9	2月							3月10日				
10	3月							4月12日				
11	4月							5月10日				
12	5月							6月10日				
計												

※翌月の10日までに納入してください。（10日が休日の場合は翌営業日）